

教員の任期制及び積極的無期転換の運用指針（ガイドライン）

兵庫県公立大学法人教員の任期に関する規程第7条及び兵庫県立大学人事委員会規程施行細則7の規定に基づき、教員の任期制及び法人が主体的に行う期間の定めのない雇用への転換（積極的無期転換）に関する運用の取扱いについて、以下のとおり定める。

第1 任期制

1 具体的運用

(1) 更新等の取扱い

ア 初任の者

- 教育研究業績等の審査の結果、所定の更新基準を満たさない場合は、任期満了により雇用関係を終了する。
- 教育研究業績等の審査の結果、所定の更新基準を満たす場合は、任期更新（再任）を行う（積極的無期転換を行う場合を除く。）

イ 再任の者

- 教育研究業績等の審査の結果、所定の積極的無期転換の基準を満たさない場合は、原則として任期満了により雇用関係を終了する。
- 積極的無期転換をするまでの評価には至らないが、当該分野の教育研究の継続性を確保するため、雇用を継続すべき特段の事情がある場合には、例外的に任期更新（再々任）を行うことを妨げない。この場合、再々任された教員には、無期転換申込み権が発生するため、申込みがあれば、再々任の任期満了後（15年経過時）に無期雇用となる。
なお、再々任後に無期転換の申込みがなされない場合には、同様の事情により更なる任期更新を行うことも規程上は妨げられないが、基本的には適用は想定していない。
- 教育研究業績等の審査の結果、所定の積極的無期転換の基準を満たす場合は、任期満了後（10年経過時）に無期雇用とする。

(2) 更新等の審査

現行の任期更新等の審査による（2の積極的無期転換を行う場合を除く。）。

(3) 公募時の周知

任期を付して教員採用を行う場合は、公募書類に、①教育研究業績等が優れていると認められる場合には、原則として1回に限り任期更新（5年任期の再任）を行うこと、②さらに、所定の要件を満たす場合には、任期満了時に無期雇用とする場合があることを付記し、優秀な人材が有期雇用を理由に応募を回避することができるだけないよう配慮する。【具体的な文例は別途整理】

2 個別設定

助教等特定の職位についてのみ任期制としている部局が、任期制としていない他の職位について例外的に任期を付して採用しようとする場合には、教員採用候補者選考委員会設置の内申において、採用の必要性等所定の内容に加え、任期付きとする理由を明記すること。

第2 積極的無期転換

1 基本的枠組み

(1) 対象者

職位（教授・准教授・講師・助教・助手）を問わず、すべての任期付き教員を対象として、所定の基準を満たす者について無期転換を行う。

(2) 転換枠

転換枠（無期転換を可能とする教員数や任期付き教員枠に対する割合等）については、本部において全学又は部局単位で設定はせず、一次的には各部局の方針に委ね、必要に応じて調整を行う。

(3) 転換時期

原則として、初任又は再任の任期満了後とする。

(4) 転換時の職位

上位職への昇任、同一職位のいずれも可能とする。

2 具体的運用

(1) 転換枠の取扱い

- 各部局において、新たな教育研究ニーズに対応するため等の組織の弾力性や発展性の確保（組織・人事の硬直化の回避）と優秀な教員の確保（流出防止）の両要請に対するバランスに留意しつつ、人員や教育研究分野等のそれぞれの実情に応じた適切な転換枠の運用方針を定めるものとする。
- 転換枠の位置付けとしては、①無期転換を可能とする教員数や任期付き教員枠に対する割合の上限として定めた上で、その範囲内で運用していく方法、②概ねの目安として定めた上で、上記バランスに留意しつつ、その都度判断を行う方法が考えられる。
- 部局の運用方針については、部局から内申のあった無期転換候補者に係る本部（人事委員会）の審査の中で、必要に応じて本部と部局との間で調整を行うものとする。

(2) 適用基準

次に記載する指針を踏まえて、各部局において設定する。

ア 基本的要件

無期転換は、原則として、次に掲げる要件のいずれも満たす場合に行うことができるものとする。

- ① 教育研究業績、教育研究姿勢等が優れていること。
- ② 専門分野が大学又は当該組織にとって今後も長期（10年超を目安）にわたって必要と見込まれること。
- ③ 無期雇用としても組織の弾力性や発展性の確保（組織・人事の硬直化の回避）に支障がないこと。

イ 具体的な適用基準

各部局における教員の採用・昇任、任期付き教員の再任等の審査基準と整合する内容で、アの各要件に対する該非についての具体的な判断基準を定める。

（3）職位の取扱い

無期転換と昇任は別制度であるため、無期転換は昇任の有無にかかわらず行い、昇任は無期転換とはかかわりなく適切なタイミングで行うことが基本となる。ただし、無期転換と昇任させるタイミングが合う場合には、無期転換に合わせて昇任を行うことを検討する。昇任は、原則として昇任ポストがあることが前提となるが、任期付き教員の職位に応じて、以下のとおり取り扱う。

ア 助教

助教のうち無期転換が適当と認められる者については、上位職位に内部昇任させることが適当な者と考えられるため、無期転換に際しては上位職位に昇任させることを基本とする。上位職位の枠に空きがない場合等には、助教のまま無期転換することも差し支えないが、昇任を適当としない事情がないときは、できるだけ早期に上位職位に昇任させる方途を検討する。

※ 上位職位に空きがない場合に特例として実施してきた、再任後の任期付き助教の講師への内部昇任制度については、上位職位の枠に空きがないが教育の実施上講師に昇任させることが適当な場合に対応するため、実施を継続する。

一方、部局によって実施してきた任期付き助教のテニユアトラック制度は廃止し、すべての任期付き助教を対象とした積極的無期転換の仕組みの中で、適切なタイミングでの昇任と組み合わせて対応するものとする。

イ 助手・講師・准教授

各部局における昇任の取扱いによる。

（4）転換の時期

ア 原則

原則として初任又は再任の任期満了時に転換するものとし、職位に応じて次のとおり運用する。また、審査決定は、その前年中を目途に行う。

- 教授、准教授及び講師については、再任の任期満了後（10年経過時）のほか、
①教育研究業績、教育研究姿勢等が特に優れた人材であって、②専門分野が今後

も長期（15年超を目安）にわたって必要と見込まれ、③他大学等への流出防止など、人事施策上も早期の無期転換が特に必要と認められる場合は、初任の任期満了後（5年経過時）における転換も可能とする。

- 助教及び助手については、再任の任期満了後における無期転換を基本とする。初任の任期満了後（5年経過時）に無期転換を行うべき特段の事情がある場合には、5年経過時において無期転換を行うことを妨げるものではないが、極めて例外的なケースに限られ、安易な適用は想定されないこと。

イ 例外

- 上記原則によれば無期転換の時期が再任の任期満了後となる場合であって、再任後の教育研究業績等が顕著で、他大学等への流出を防止する必要があるなど、任期中に早期に無期転換を方針決定すべき特段の事情がある場合には、任期中の適当な時期に無期転換の内定（転換時期は任期の満了後）を行うことができるものとする（問題を起こした場合等には内定を取り消すことがある旨の解除条件を付す）。
- さらに、内定にとどまらず、任期途中で無期転換すべき特段の事情がある場合には、任期途中で無期転換を妨げるものではないが、極めて例外的なケースに限られ、安易な適用は想定されないこと。

※ 講師以上の職位を任期制としていない部局において、任期付き助教を再任後の任期途中で任期制でない上位職位に昇任させることで無期雇用に転換することは、内部昇任制度として別に認められること。

3 経過措置

(1) 施行年度における任期満了者（既更新決定者）への対応

- 既に翌年度からの再々任又は更なる再任を決定し、有期雇用期間が通算10年を超え、又は超えることとなる者が積極的無期転換を希望する場合は、原則として翌年度から無期雇用とする。ただし、積極的無期転換をするまでの評価には至らないと認められる者については、既決定どおり再々任又は更なる再任（有期雇用）とする（法律上の無期転換制度で対応）。
- 既に翌年度からの再任を決定し、有期雇用期間が通算5年を超えることとなる者については、既決定どおり再任（有期雇用）を行い、再任の任期の中で積極的無期転換の適否について判断を行う。ただし、翌年度以降に初任（5年）の任期満了を迎える教授、准教授又は講師について任期満了後に無期転換する者がある組織にあつては、当該教員と同等以上と評価される同一組織内の教員について（任期途中での）同タイミングでの無期転換を可能とし、同一組織内における教員間のバランスを失しないよう配慮する。

(2) 無期転換制度導入前からの任期付き雇用者への対応

無期転換制度が導入された平成25年4月1日以降に新たに任期付きで採用された者と、無期転換制度導入前から任期付きで雇用されている者（(1)に該当する者を除

く。基本的には再々任以上の5年任期途中の者であるが、一部当初7年の任期で助教として雇用された再任の5年任期途中の者あり。)との取扱いの公平を図るため、任期更新により既に有期雇用期間が10年を超えている者については、以下のとおり取り扱う。

ア 無期転換を希望する者のうち積極的無期転換とすることが適当と認められる者
令和5年4月1日から無期雇用に転換する。

イ 無期転換を希望する者のうち積極的無期転換とするまでの評価には至らないと認められる者及び無期転換を希望しない者

現在の任期付き雇用のままとする。その場合の当該任期の満了に伴う対応は、現在の再任回数に如何にかかわらず、改正後の規定が適用される。運用としては、第1の1(1)イの再任の者に係る更新等の取扱いに準じて、原則として任期満了の1年前までに、任期満了に伴い雇用関係を終了するか、例外的に任期更新を行うかの判断を行う。

4 転換の手続き

人事委員会規程施行細則の定めにより、原則として任期満了日の1年前までに学長に内申するものとするが、例外ケースや経過措置を含めた具体的な内申の時期については、その都度事務局から通知する。